

新潟県

# 公民館月報 2

平成13年2月号 通巻第576号



表紙 縄文の宝を生かそう  
(十日町市公民館)

特集 著作権制度の概要報告 I

視点 雑感

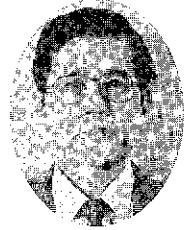
ひろは 『生涯学習』ってなに?

サークル交流 さつき会 (両津市公民館)

チビッコ民謡教室 (名立町公民館)

素顔拝見 小川民子さん (小千谷市)

塩野谷めぐみさん (大和町)



# 「新世紀は、 青少年の育成を第一に」

県公連副会長 二ノ倉 武

新しい年を迎え、いよいよ二十一世紀に入りました。二十世紀末は、青少年による殺伐たる残虐な事件が相次ぎ心痛の思いでありました。

当県公連も多発した青少年の暴力・凶悪事件・児童虐待等に対し、昨年七月に開催した県大会において緊急アピールを提案し、決議されたところでありま

す。  
新世紀における公民館の役割は、青少年の育成を第一に掲げ、公民館活動の中に積極的に取り入れることが必要と考えます。これまで公民館は、大人の学校といわれてきたように、一般・成人中心の学習を展開して、青少年対象の事業対応は必ずしも十分でなかった面もあったかと思えます。そして、青少年に対する生涯学習という視点、が今の公民館には欠落しているのではないかと。そして、そのことが青少年問題を難しくしているのではないかと思えます。

青少年教育の基本姿勢として、平成十年四月の中教審の中

間報告書の中で、これからの時代に生きる子どもの自主性や創造性を育むうえでそれを取巻く環境づくりと、大人の意識改革が必要であると報告しています

が、その中で、子どもの心を育てるべき大人社会が、新しい時代の夢を語り、未来を切り拓く大切さを伝えようとし、大人が子どもに伝えるべき価値に確信を持ってない大人等が増えて

いることを指摘しています。こうした「次世代を育てる心を失う危機」に直面していることこそ我が国の抱えている根本的な問題であると言っています。大人の意識改革が是非必要というところであります。

青少年が主体的に判断し行動するために人とのふれあいや関わりを、直接体験・自然体験の中で深めることが大切な要素となります。豊かな体験は、物事に対して幅広い視野と意欲や関心を持つことにつながり、他人を見る目と自分をも大切にす

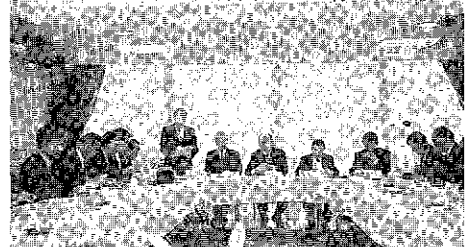
る寛大な心を醸成することにつながります。家庭や地域においては、異年齢の子ども同士が遊んだりスポーツ活動や文化活動、奉仕活動に参加する等体験させる中で、判断力や決断力・責任感や思いやりの心などを養成することが大切であります。

そのためには、保護者を始め青少年団体スポーツ団体等の協力を得て、そうした機会を多く作る必要があります。

公民館の一事業を以て青少年の心を育てることは、当然、かなわれないことではありますが、義務と責任、思いやりと労りの心、また、公共心と社会ルール等の要素を活動プログラムに取り入れ、さらには、企画や準備、当日の運営まで青少年を参加させる仕掛けづくりの工夫も必要であります。

いずれにしても、これまでの青少年に関する報告書、答申を参考にしながら青少年の健全育成を基本に、地域の実態にあった活動を実施し、世紀末のような酷い事件を再発させないためにも、青少年の「心を育て、心が育つ」ための方策を行政が、

## 全公連創立50周年記念式典 実行委員会開催される



○平・13・1・26(金)  
○東京・霞山会館で

今秋11月16日(金)に開催が予定されている全公連創立50周年記念式典の準備のための実行委員会が、去る1月26日に発足した。内容は、①実行委員会の会則について、②創立50周年記念式典の開催要項(案)等について協議された。

実行委員会には、主として関口理事等で構成されている。  
○平・13・1・29(月)  
○新潟市中央公民館で

## 〔県公連第3回編集委員会〕 50年誌最終校正作業



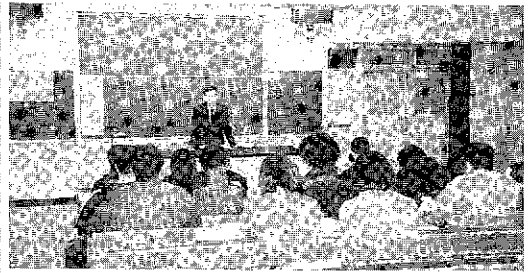
終日、熱心に校正作業

50周年記念誌の作成作業も、いよいよ追込み段階に入った。「市町村の現状」についての初校々正作業も、各公民館のご協力によりようやくまとまったので、その再校々正が主となった。表紙・グラビア・略年譜・県公民館大会の歩み等も出揃い、最終段階に入ったこととなる。

◆北方領土パネル展◆  
○平・13・2・3(土)  
○糸魚川市役所で

家庭が、地域がそれぞれ共通の土俵に立ちながら積極的に推進しなければならぬと考えます。  
北方領土返還要求運動新潟県民会議主催の北方領土パネル展、各種啓発資料の配布が、去る2月3日(土)・10日(土)まで、糸魚川市「市民ホール」で開催され当連合会からも協力参加した。

### 新潟大学教育人間科学部就職セミナーで 今井昭友会長が講演



#### 社会は君たちに何を期待しているか!!

新潟大学教育人間科学部就職セミナーの一環として、県内学校教育・社会教育界、財界、官公庁、マスコミの代表11人による特別企画連続講演会が、共通テーマを上掲の「社会は君たちに何を期待しているか」とし、主旨は、①地域社会と融合した大学教育の確立、②学生自ら学習目標を主体的に設定し、将来の進路を選択するための手掛り、③学生への就職支援活動の一環として設定された。

対象は、学生並びに教職員で、1月12日(金)16:30から約50人程の参加者を前に、当会の今井会長は、前半新潟市の公民館事業を中心に、具体的な事例と豊富な資料を基に、とくに全国的に注目をあびている「地域学」「インターンシップ」等についてユーモアを交えて話され、後半は「社会教育に心かよわせた人々」と題して、公民館員の女性職員、自治体の動き等自己体験を交えて説得力あふれる話を展開された。

## 視点

「博物館」から「社会教育法」の世界へ引越して来て。一〇か月。昨年

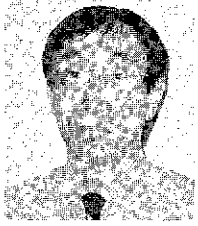
「土器や骨董品の類が整然と並んでいる」「暗い・つまらない」というのが一般的なイメージかと思いますが、実は、物の背後にある歴史文化情報をいかに面白く伝えるかが博物館

## 雑感

### 近藤 敬

の生命であること、また「情報の本質」について色々な面で考えさせられる三年間でありました。

「人間は考える葦」という箴言が有ります



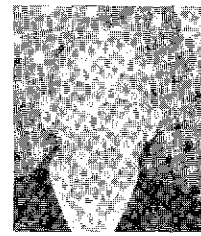
歴史博物館といえは博物館の建設準備に追われる毎日でした。

「IT革命」など騒いでいるが、ITなんていうのは、米国では1940年代の話だ。また、インターネットというのは、本来インターネットというの、英語でコミュニケーションできないようでは、インターネットに過ぎない。」と。



## 『生涯学習』ってなに？

黒川村公民館運営審議会委員 安澤浩祥



生涯学習という言葉が使われ始めて何年になるだろうか？

平成七年の当村住民調査では、「生涯学習」という言葉を知っている人は、半数にも満たない状況でありました。

## ひろば

しかし学習希望者は九割近くありました。改めて生涯学習というのを考えてみる機会を頂きました。生涯を通じて、いつでも、どこでも、だれでも、いくつになっても「行える学習活動のこと」をいう。重要なことは、自ら求めてゆくことだと思えます。人から言われると「今やろうと思ったのになあ」となってしまふ。

先日テレビでもおもしろい実験をやっておりました。人間の基礎代謝(心臓、内臓、呼吸)など生きていく方が、六十歳でも二十代の人もいれば、興味深かったのは、十代の高校生の代謝が八十代という風に出ており

ました。「いやだなあ」「つかれる」とやって来た結果だと思えます。生涯学習にも同じことが言えるのではないのでしょうか。私も五、六年前パソコンなるものを買いましたが、分厚い取扱説明書を見ただけで気後れしてしまい高価な置物となっていました。公民館で「ララネット」を導入したとのこと、「インターネット?」やろうと思ったらパソコンが古くてうまく動きません。そのことがかえって「怪我の巧名」と申しましょうか、どうしても動かしたくなくて、雑誌を見たり人に聞いたり四苦八苦して部品を替えたりだんだん動くようになってくると楽しくなってきました。

当初W主事も、プラン策定の際始めたパソコンが今では彼の生涯学習になっているようです。昨年本堂の改修の際、元禄時代の古文書が見つかり、今では、それにチャレンジしようと思っています。

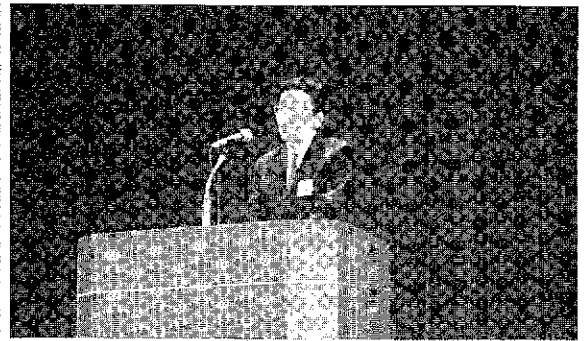
興味を持って自ら学んでいくことが、生涯学習と書いて生き甲斐となるでしょう。

# の概要報告 I

## 地区著作権セミナーより

### より抜粋報告

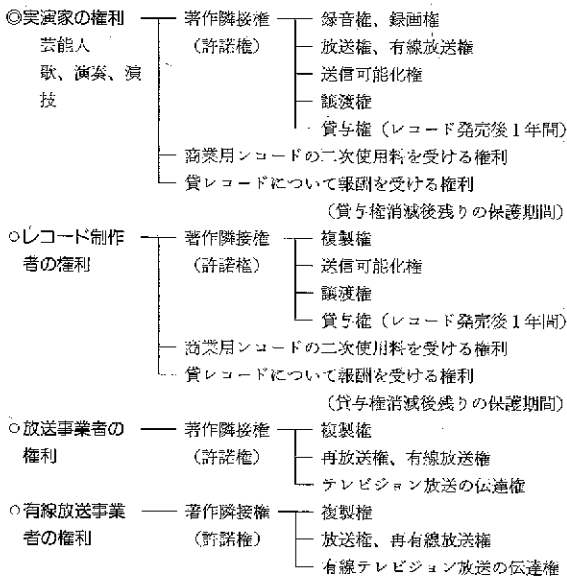
—続きは次号で—



文化庁担当官による説明

## (2) 著作隣接権

- 著作隣接権…著作物を公衆に伝達する者に与えられる権利
- 著作隣接権の発生…著作隣接権は、実演を行った時点で発生する(無方式主義)。
- 著作隣接権の内容



(注)「著作隣接権」という用語は、放送二次使用料を受ける権利や、貸レコードについて譲渡を受ける権利も含めた広い意味で用いられる場合があるため、注意を要します。

- 著作隣接権の保護期間…実演等の行われたときから50年間

- 平成元年 ○ 著作権法一部改正(実演家等保護条約締結に伴う改正)(平成元年10月26日施行)
- 実演家等保護条約締結
- 平成3年 ○ 著作権法一部改正(レコードの保護強化等)(平成4年1月1日施行)
- 平成4年 ○ 著作権法一部改正(私的録音録画に係る補償金制度の導入)(平成5年6月1日施行)
- 平成6年 ○ 著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部改正(WTO協定締結に伴う改正)(平成8年1月1日施行)
- WTO協定受諾
- 平成8年 ○ 著作権法一部改正(著作隣接権の保護強化等)(平成9年3月25日施行)

※今後の緊急課題は、「デジタル化」「ネットワーク化」への対応だそうです。そして、それに対応する手だての法制化が必要となるようです…。

## 3. 著作権の保護の歴史

著作権の保護の歴史は、15世紀中頃の活版印刷術の発明が始まるといわれていますがヨーロッパ諸国では、18世紀から19世紀にかけて著作権の保護に関する立法が進められました。

また、国際的な著作権保護については、19世紀後半からヨーロッパ各国の間で二国間条約による保護が行われてきましたが、1886年9月9日、10か国が、スイスのベルヌに集まり、「文学的及美術的著作物保護万国同盟創設ニ関スル条約」を作成しました。

我が国の著作権法制は、江戸時代まで遡ることができる説もありますが、「図書を出版する者」を保護する規定をもつ「出版条例」(明治2年(1869年))が、その先駆と考えられています。

しかしながら、我が国が近代的な著作権制度を備えるようになったのは、明治32年に「著作権法(以下「旧法」という。)」を制定し、同時に著作権の国際的保護条約であるベルヌ条約を締結してからのことです。

なお、もう一つの国際的な著作権保護に関する条約である「万国著作権条約」(昭和27年作成)を締結したのは、昭和31年(1956年)です。

旧法は、数度の改正がなされましたが、時代の進展に伴い、著作物の利用手段は急速に発達し、法律の規定が著作物の利用実態と合わない面が生じているとともに、国際的な水準からも立ち遅れたものとなってきました。そこで、著作物の利用実態と著作者等の利益の保護を調和させ、今日の著作物利用の実態に対処できるように規定を整えるため、旧法の全面改正がなされ、昭和45年に新著作権法(以下「著作権法」という。)が制定されました。

しかし、現行著作権法の施行後における新しい著作物利用手段の開発・普及は目覚ましく、それに対応するため、数次にわたる改正が行われています。

すなわち、昭和53年には、海賊版レコードを防止するための国際条約である「許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約(レコード保護条約)」を締結するための法改正が行われ、昭和59年には、貸レコード業に端を発した著作物の貸与という利用形態に対応するための法改正を、昭和60年には、コンピュータ・プログラムを著作物として明確に規定する等の法改正を行い、昭和61年には、データベース、ニューメディアに対応するための法改正、昭和63

◇はじめに

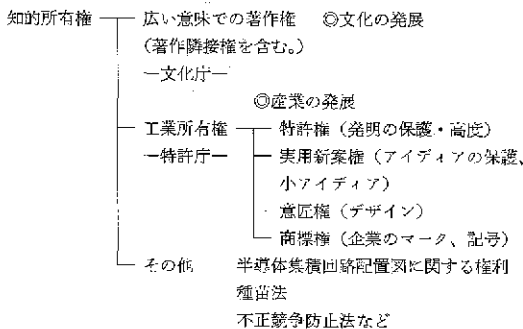
平成12年度関東甲信越静地区著作権セミナー実施要項

1. 目的 著作権に関する一般の理解を深め、もって著作権思想の普及向上を図る。
2. 主催 文化庁 新潟県
3. 参加 ①国・都県、都県・市町村教育委員会職員 ②国公私立大学、高等専門学校教職員 ③その他計300人
4. 期日 平成12年10月26日(休)～27日(金)
5. 会場 十日町市「クロス10」

1. 知的所有権について

「知的所有権」は、通常、著作権や工業所有権など、人間の知的な創作活動などから生産されたものに対する権利の総称として使われています。なお、同じことを意味する用語として、「知的財産権」や「無体財産権」という用語が使われることもあります。

現在、知的所有権と考えられている権利には以下のものがあります。



近年、知的所有権の対象は拡大される傾向にあり、今後、上記以外にも様々なものが権利の対象となる可能性があります。

2. 著作権制度の概要

「著作権」という用語は、広狭様々な意味に用いられており、①次の(1)、(2)の全体を意味する場合、②次の(1)の部分のみを意味する場合、③次の(1)の中の財産権の部分のみを意味する場合などがあるため、注意を

特集

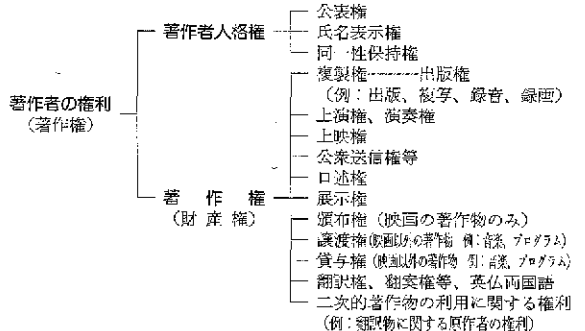
著作権制度

平成12年度関東甲信越静 基本的事項のみ著作権テキスト

要します。

(1) 著作者の権利 (著作権)

- 著作物…小説、音楽、美術、映画、コンピュータ・プログラム等
- 著作物…著作物を創作した者
- 著作物の権利の発生…著作物の権利は、著作物を創作した時点で発生する(無方式主義)。
- 著作物の権利の内容



- 著作権の保護期間…原則として、創作のときから著作者の死後50年後まで

- (関係条約) ・ベルヌ条約(文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約)
- ・万国著作権条約
- ・TRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)
- ・著作権に関する世界知的所有権機関条約(WIPO著作権条約)

〔著作権関係年表〕

- 明治2年 ○ 出版条公布・施行(5月13日)(1869)
- 明治19年 ○ 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約(ベルヌ条約)作成(1886)
- 明治32年 ○ 旧著作権法公布(7月15日施行)(1899)
- 明治33年 ○ ベルヌ条約加盟(7月13日公布)(1899)
- 明治34年 ○ 著作権-関スル仲介業務-関スル法律公布(12月15日施行)(1939)
- 昭和27年 ○ 万国著作権条約作成(1952)
- 昭和31年 ○ 万国著作権条約加盟(4月28日公布)(1956)
- 昭和36年 ○ 実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約(実演家等保護条約)作成(1961)
- 昭和45年 ○ 現行著作権法公布(昭和46年1月1日施行)(1970)

- 昭和46年 ○ 許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約(レコード保護条約)作成(1971)
- 昭和53年 ○ 著作権法一部改正(レコード保護条約締結に伴う改正)(昭和53年10月14日施行)(1978)
- 昭和58年 ○ レコード保護条約締結(1983)
- 昭和58年 ○ 商業用レコードの公衆への貸与に関する著作物等の権利に関する暫定措置法公布(昭和59年6月2日施行)(※議員立法)
- 昭和59年 ○ 著作権法一部改正(貸与権関係)(昭和60年1月1日施行)(1984)
- 昭和60年 ○ 著作権法一部改正(コンピュータ・プログラム関係)(昭和61年1月1日施行)(1985)
- 昭和61年 ○ 著作権法一部改正(データベース、ニューメディア関係)(昭和62年1月1日施行)(1986)
- プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律公布(昭和62年4月1日施行(登録事務開始))
- 昭和63年 ○ 著作権法一部改正(著作隣接権の保護期間、海賊版関係)(昭和63年11月21日施行)(1988)



、4 面より

年には、海賊版対策、著作隣接権の保護期間の延長を内容とする法改正、平成元年には、「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約(実演家等保護条約)」を締結するための法改正、平成3年には、外国の実演家及びレコード製作者への貸与に関する権利の付与、著作隣接権の保護期間の延長及びレコード保護条約加盟前の外国原盤レコードの保護強化を内容とした法改正、平成4年には、私的録音録画に係る補償金制度導入を内容とした法改正、平成6年には、知

的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS協定)」を含む「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 (WTO協定)」を締結するための法改正、平成8年には、著作隣接権の遡及的保護の範囲の拡大、写真の著作物の保護期間の延長等を内容とした法改正、平成9年には、インタラクティブ送信に係る著作者の権利の拡大及び実演家・レコード製作者の権利の創設等を内容とした法改正、平成11年には、著作権に関する世界的所有権機関条約(WIPO著作権条約)等に対応するための法改正が行われています。

#### 4. 著作物・著作人

##### (1) 著作人

著作物は、著作権法上は、

著作物＝「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」

と定義されています(第2条第1項第1号)。( )内の数字は著作権法の条文を指す。以下同じ。

具体的にどのようなものが著作物であるのかは次の頁に掲げる表のようになります。

しかし、著作物はこれだけに限りません。先に述べた定義にあてはまるもの、すなわち、以下の事項をすべて満たすものは、表に掲げられていないものであつても、著作物に該当することになります。

- ① 「思想又は感情」を表現したものであること。
- ② 思想又は感情を「表現したもの」であること。
- ③ 思想又は感情を「創作的」に表現したものであること。
- ④ 「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するものであること。

①の条件によって東京クワールの高さは333メートルであるといった単なるデータが著作物から除かれ、②の条件によってアイデア等が著作物から除かれ、③の条件によって他人の作品の単なる模倣が著作物から除かれ、さらに、④の条件によって工業製品等が著作物から除かれます。

なお、アイデアを解説した文章は、その文章が①～④のすべてに該当すれば、著作物として保護されますが、アイデア自体は保護されないことに注意を要します。

##### (2) 保護を受ける著作物 (第6条)

我が国の著作権法上保護を受ける著作物は、次のいずれかに該当するものです。

言語の著作物	論文、小説、脚本、詩歌、俳句、講演など、独立した歌詞も
音楽の著作物	楽曲及び楽曲を伴う歌詞
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンスなどの舞踏やパントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、漫画、書、舞台装置など、藝術工芸品を含む。(建築用)
建築の著作物	建築物自体。設計図は図形の著作物(美的鑑賞の対象)
地図、図形の著作物	地図と学術的な図面、図表、模型など
映画の著作物	劇場用映画、テレビ映画、ビデオソフトなど
写真の著作物	写真(通称免許証、絵画の写真は除く)グラフィックなど
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム

(注) 事実の伝達にすぎない通報及び時事の報道は、言語の著作物に該当しません(第10条第2項)。

### 著作権制度の概要報告 | の 2

- ① 日本国民の著作物 (国籍主義)
- ② 最初に日本国内において発行された著作物 (発行地主義)

##### ③ 条約により我が国が保護の義務を負う著作物 (3) 著作物の種類 (第10条)

著作物の定義については、(1)で説明しましたが、この定義をさらに明確にするため、著作権法では、次の表に掲げられているように著作物の種類を例示しています。

##### (4) 二次的著作物 (第2条第1項第11号第11条)

ある小説を映画化した場合のように、一つの著作物を原作とし、そこに新たな創作性を加えたものは、原作となった著作物とは別の著作物として保護されます。このような著作物は二次的著作物と呼ばれます。外国の小説を日本語に翻訳したもの、既存の楽曲を編曲したものなども二次的著作物として保護されます。

なお、二次的著作物を創作する場合には、原著作物の著作者の許諾が必要です。また、二次的著作物の利用に当たっては、二次的著作物の著作者の許諾のほか、原著作物の著作者の許諾も必要なことに注意を要します。

##### (5) 編集著作物 (第12条)・データベースの著作物 (第2条第1項第10号の3、第12条の2)

詩集や百科事典、あるいは新聞や雑誌のような著作物の編集物は、そこに収録されている個々の著作物とは別の著作物として保護されます。また、著作物以外のものを編集したデータ集や英語の単語集のようなものも著作物として保護されます。このように編集物が著作物として保護されるのは、そこにどのようなものを収録するか、その配列をどのようにするかということに創作性が認められるためです。なお、編集著作物の権利が及ぶのは、編集著作物として利用する場合のみであり、そこに収録されている個々の著作物のみを利用する場合については、編集者の許諾を得る必要はなく、個々の著作物の著作者の利用の許諾を得れば、適法に利用することができます。

このような編集物のうち、コンピュータで検索できるものであって、これに含まれる情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものをデータベースの著作物といいます。データベースの著作物も、編集著作物と同様に、収録されている著作物などとは別に保護されます。

※この続きは次号で掲載予定

# サークル交流

## 気心合う生花の会

さつき会 (両津市)

私達の会は、公民館生花教室のOBです。

生花教室で三年間習った後のグループですから、随分長く続いているのですが、腕の方となるとあぶないものです。

でも、メンバーは離合集散して今は十名。私を除けば子育てを終えた熟女ばかりで、毎月二回の例会は休む者はいないし、また賑やかなものです。

もちろん、生花は流派により生け方はいろいろですが、私達



が師とするのは小原流佐渡支部の菊地縁翠先生。このころは「花意匠」という生け方も多くなり、生花の奥の深さを感じるようになりまし。

このグループの楽しみは、もう一つのおしゃべりです。

近い例では、暮れの忘年会(写真)で二次会は当然喫茶店へ。コーヒー一杯で夜の11時を過ぎてしまいました。

いつの間にか、世話役と会計が私になってしまいました。これも社教主事経験者の役割なのかも知れません。(さつき会)

宇治 一夫 記

## 民謡の輪を

高齢者からチビツ子へ

チビツ子民謡教室

自然とともに生活し、唄い継がれてきた民謡を子どもや孫にぜひ唄い続けてほしいという願望から、三年前から始めました。

公民館からも応援していただき、メンバーも十三人になりました。子どもの上達は早く、最初はなじめないと思いき、カスタネットやタンバリンを用意しましたが、すぐ本来の三味線と尺



第4回生涯学習フェスティバル

八の伴奏で唄えるようになり、今では町の行事・敬老会、生涯学習フェスティバル、各種施設慰問等でお年寄りの皆様に喜ばれるようになりました。子どもたちは一人の落後者もなく、みんな練習日を楽しみにしています。

この民謡を通じて仲間作りができた。また、何年か経って子どもたちが立派に成人した時に民謡を習っていて良かったなと思うときが必ずくると信じて練習しています。

高齢化が進行する中で、計り知れない子どもの能力を引き出し成長していく姿を楽しみに、これからも「チビツ子民謡教室」を続けていく決意であります。

(名立町「チビツ子民謡教室」指導 小林 健造 記)

## 小千谷市社会教育課・公民館

主査 小川 民子 さん

「お父つあん、お粥ができてたわよ」という台詞がとってもよく似合います。ともすれば居るのか居ないのかわからない。大変おとなしくてちょっと原田知世に似ているのが、平成12年4月から公民館に配属になった「たみちゃん」である。



税務課市民税係の前歴を生かして、会計を担当し、財布をしっかりと握っている彼女。

## 素顔 拝見

## 大和町公民館 社会教育指導員

塩野谷 めぐみ さん

二〇〇〇年の暮明けにふさわしく四月に社会教育指導員として登場した。前任者と名前も仕事も変わらなかったが、公民館の賑やかさは倍加した。



い大先輩、視察先では迷子にならないよう大きな声が出ていました。こうした各種事業の合間に図書の整理と休む間もないと本人は言う。とにかく好奇心旺盛であり何事も飛びつくおちゃめな彼女です。ストレス解消には、バンドでヴォーカルを務めていることからカラオケでマイクを握ったら離しません。

先輩育児ボランティアとの乳幼児家庭教育ではいち早く駆け込み、今では先頭に立ち巧みに事業をリードしています。子ども達との創作教室においても若さ、気楽さから人気を集め指導員と共に奮闘中。又高齢者生きがい学習では祖父母の年代の人達と悪戦苦闘、一筋縄では行かな

今日も事務室の片隅で課全体に目を配りながら、パソコン(財務会計)と仲良く過ごしている。失礼して私生活を覗いてみると、8年前に愛する旦那様と結ばれ、3歳になる双子の愛娘、それに両親の6人家族である。中学時代に始めた卓球をこよなく愛し、家庭をおろそかにすることがあるとかないとか。そんな「たみちゃん」は、まだ一年足らずではあるが、当公民館にとって大きな存在となっている。(小千谷市社会教育課・公民館 宮崎 久昭 記)

(大和町公民館 松田 芳明 記)

